

広島県告示第八百八十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十一年十月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
ももたろう薬局海岸店	呉市海岸二丁目四―一〇	育成医療・更生医療	平成二十一年一〇月一日
ズームズーム薬局	安芸郡府中町青崎南八―二	育成医療・更生医療	平成二十一年一〇月一日